

出生→出生届→パスポート申請までの流れ

1 大使館に届け出る場合

Step 1

子供が生まれた。シンガポールの出生証明書（英文）を入手。

Step 2 [Click here!](#)

出生届用紙を記入。
出生証明書の和訳も作成。

Step 3

大使館領事部窓口
に届け出る。(出生届は日本の各
本籍地の戸籍係へ送付される。)

Step 4

概ね 3~4 週間後、子供の名前
が戸籍に記載される。

Step 5

戸籍謄本を取得する。(戸籍謄本
はご自身で手配してください。)

Step 6 [Click here!](#)

大使館でパスポートを申請。
(稼働日 4 日後に旅券を受け取り可能。)

2 直接、本籍地の市区町村長に郵送する場合

Step 1

子供が生まれた。シンガポールの出生証明書（英文）を入手。

Step 2 [Click here!](#)

出生届用紙を記入。
出生証明書の和訳も作成。

Step 3

本籍地の市区町村長に
届け出る。

Step 4

本籍地にて、子供の名前が戸籍
に記載される。

Step 5

戸籍謄本を取得する。(戸籍謄本
はご自身で手配してください。)

Step 6 [Click here!](#)

大使館でパスポートを申請。
(稼働日 4 日後に旅券を受け取り可能。)